平成２６年（フ）第３２４号
佐賀県神埼市神埼町竹3358番地１ＪＰＳプラザ日の隈２－Ｃ
債務者　石丸　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
宮城県柴田郡柴田町船岡東２丁目７番22号　コーポラス太子堂501号
債務者　太田　米子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１３９号
福島県郡山市昭和２丁目１番22号　ミカドハイツ503号
債務者　安藤　秋義
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
福島県郡山市昭和２丁目１番22号　ミカドハイツ503号
債務者　安藤ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１９４６号
愛知県半田市桐ケ丘４丁目202番地の５　アートヒルズ桐ケ丘北館201号
債務者　大平　敬則
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７４号
北九州市小倉北区東港１丁目１番４号　第一交通産業小倉西営業所
債務者　関　　壽春
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６９３号
熊本市東区桜木２丁目16番12号　レジデンスハイツＡ101
債務者　櫻井　**朋**美
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９１号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目８番地４　ダイカンプラザＣＩＴＹ３―204
債務者　白澤　崇弘
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目50番地
債務者　河合　　稔
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市秋谷4245番地　オーシャンビューＢ－１
債務者　田邉　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２０８号
神奈川県逗子市逗子７丁目14番１号
債務者　和氣　敏雄
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１８号
神奈川県横須賀市平作７丁目１番３号
債務者　西崎　秀子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２４８号
青森市桜川４丁目３番13号
債務者　佐々木康平
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
青森市造道２丁目６番10号　和田ハイツ401号
債務者　伊達美香子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７２号
愛知県北名古屋市九之坪天下地110番地　ロイヤルＵ101号
債務者　石﨑　和春
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６１号
和歌山市北出島127番地の14
債務者　山岸　裕和
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係